

京都大学農学部組織に関する規程

(平成十六年達示第三十一号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学農学部（以下「農学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 農学部に、学部長を置く。

2 学部長は、農学研究科の専任の教授をもって充てる。

3 学部長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 学部長は、農学部の校務をつかさどる。

5 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代理する。

6 学部長が欠けたときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 農学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び科目)

第四条 農学部の学科及び科目は、次に掲げるとおりとする。

資源生物科学科 資源生物科学

応用生命科学科 応用生命科学

地域環境工学科 地域環境工学

食料・環境経済学科 食料・環境経済学

森林科学科 森林科学

食品生物科学科 食品生物科学

(学部長)

第五条 前条に定める学科に学部長を置き、農学研究科の専任の教授をもって充てる。

2 学部長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

3 学部長は、当該学科の業務をつかさどる。

(学科長会議)

第六条 農学部に、教授会から委任された事項を審議するため、学科長会議を置く。

2 学科長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(内部組織)

第七条 この規程に定めるもののほか、農学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する学部長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 農学部長の任期について(昭和四十一年六月二十一日協議会可決・総長裁定)は、廃止する。